

恩田原・片山地区屋外広告景観協定書

(目的)

第1条 本協定は、静岡市屋外広告物条例（平成15年4月1日条例第229号（以下「市条例」という。））第15条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域内において、屋外広告物に関する基準を定めることにより、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、「恩田原・片山地区屋外広告景観協定」（以下「本協定」という。）と称する。

(協定の目的となる区域)

第3条 本協定の目的となる区域は別図に表示する区域とし、その名称は恩田原・片山地区屋外広告景観協定地区（以下「協定地区」という。）とする。

(協定の締結)

第4条 本協定は、協定地区内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）をもって締結する。

2 本協定の締結後に土地所有者等となった者は、同意書に記名押印し、本協定に加入するものとする。

(協定地区内の広告物に関する基準)

第5条 協定地区内の屋外広告物に関する基準は、別表のとおりとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、協定地区内に屋外広告物を設置しようとするときは、前条に規定する基準を遵守しなければならない。

2 土地所有者等は、協定地区内の土地の所有権、地上権又は賃借権の移転又は設定しようとするときは、その移転又は設定を受ける者を本協定に加入させなければならない。

(管理運用)

第7条 本協定の実施、運営、管理等については、静岡市恩田原・片山土地区画整理組合（以下「本組合」という。）により行うものとする。

(土地所有者等の届け出)

第8条 土地所有者等は、土地の所有権、地上権若しくは賃借権を移転しようとするとき、又は新たに協定地区内の土地に地上権若しくは賃借権を設定しようとするときは、あらかじめその旨を本組合に届け出なければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 本組合は、本協定に対する違反を認めた場合、違反者に対し文書をもって相当の猶予期間を置いて、その違反行為を是正するために必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の規定により請求を受けた違反者は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第 10 条 前条第 1 項に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、本組合の決定に基づき、その是正措置の強制執行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを請求することができる。

2 前項の規定により請求を受けた違反者は、これに従わなければならない。

(協定の変更及び廃止)

第 11 条 土地所有者等は、本協定の変更又は廃止を求めるときは、その旨を本組合に対し書面により申し出るものとする。

2 本組合は、前項の規定による申出が本協定の変更を求めるものである場合において、市条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、土地所有者等それぞれ 3 分の 2 以上の同意が得られたときは、市長に対して書面で本協定の変更の認定を求めるものとする。

3 本組合は、第 1 項の規定による申出が本協定の廃止を求めるものである場合において、市条例第 15 条第 7 項の規定に基づき、土地所有者等それぞれ 3 分の 2 以上の同意が得られたときは、市長に対して書面で本協定の廃止の認定を求めるものとする。

(協定の有効期限)

第 12 条 本協定の有効期間は、市条例第 15 条第 1 項に基づく市長の認定があった日から廃止されるまでとする。

(その他本協定の実施に関する事項)

第 13 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関する事項については、本組合と土地所有者等が協議の上、必要に応じて別途定め、静岡市に書面で報告するものとする。

(市条例との関係)

第 14 条 本協定に定めたこと以外は、市条例を準用する。

別表（協定地区内の広告物の基準）

種類		基準	
広告塔、 広告版その他これらに類するもの	野立てのもの	A 地区	(ア) 数量は、一敷地につき1基以下であること。 (イ) 高さは、地上5メートル以下であること。 (ウ) 1面の表示面積は、3平方メートル以内であること。 (エ) 自家広告であること。 ただし、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。
		B 地区	設置できない。 ただし、売地または貸地であることを示すものは、一敷地につき1基に限り、また、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。
		C 地区	(ア) 数量は、一敷地につき1基以下であること。 (イ) 高さは、地上5メートル以下であること。 (ウ) 1面の表示面積は、3平方メートル以内であること。 (エ) 自家広告であること。 ただし、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。

	建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	<p>設置できない。</p> <p>ただし、協定締結時に存する又は工事中のものはこの限りでない。</p> <p>また、屋上広告の全周が、建物壁面の素材や色彩と一体的なデザインにより、連続性をもたせた、建物と調和のとれた意匠であり、シート等の場合の表示面積は、1面の面積の100分の25以下(表示率25%以下)であり、または箱文字等の場合は、1文字のサイズは0.8メートル四方以内であり、その文字面積は、1面の面積の100分の50以下(文字率50%以下)の自家広告はこの限りでない。</p>
	工作物等を利用するもの	電柱、外灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	<p>設置できない。</p> <p>ただし、静岡市と協定が締結されている「避難誘導電柱広告に関する協定書」に基づくものはこの限りでない。</p>
その他の広告物等	のぼり		<p>設置できない。</p> <p>ただし、展覧会等のため、一時的に、その会場の敷地内に設置する場合はこの限りでない。</p>